

## 第1条（目的）

本規約は、株式会社アカカベ（以下「当社」といいます）が発行する、以下に定義した LINCA（リンカ＝カード名称）のご利用について規定するものであり、会員がリンカを使用してリンカ電子マネーおよびリンカポイントを利用するにあたり本規約が適用されます。

## 第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- 1.リンカ（以下「本カード」といいます）とは、当社が会員に発行するリンカ電子マネーの機能とリンカポイントの機能を有するカードのことをいいます。
- 2.会員とは、本規約に承認の上、当社所定の方法により入会申し込みされ、当社が入会を認めた個人の方をいいます。
- 3.リンカ取扱店とは、当社が指定する店舗（以下「カード取扱店」といいます）または施設をいいます。
- 4.リンカ電子マネーとは、会員が当社所定の方法により入金することによって、本カードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。リンカ電子マネーサービスとは、会員がカード取扱店に対し、物品・サービス等の商品（以下「商品等」といいます）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により本カードに入金されたリンカ電子マネーを利用することで、カード取扱店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- 5.入金とは、会員が、当社所定の方法により、本カードにリンカ電子マネーを加算することをいいます。
- 6.リンカ残高とは、本カードに入金され、会員が利用することのできるリンカ電子マネーの量をいいます。
- 7.利用端末とは、カード取扱店に設置された、リンカ電子マネーの読取りおよび引き去り、取引データの記録その他のリンカ電子マネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。
- 8.入金端末とは、入金を行うための機器をいいます。
- 9.リンカポイントとは、カード取扱店で商品等の対価支払い時に本カードを提示することにより、当社が会員に付与するポイントのことをいいます。
- 10.リンカポイントサービスとは、当社が会員に会員保有のリンカポイント数に応じて特典を提供する制度のことをいいます。

## 第3条（カードの申込 発行）

当社は、カード取扱店において本カードを発行するものとし、会員は本規約に同意の上、入会申込書記入等当社所定の方法でお客様の情報を提供いただくことにより、本カードの交付を受けることができるものとします。尚、カードの交付は会員1人につき1枚とし、入会に伴う入会費、年会費は無料です。

- 1.会員は、本カードを受け取ったときに当該本カードの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。原則、本カードは、会員本人以外は使用できません。
- 2.会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理しなければなりません。また、原則、会員は、カードを貸与・譲渡・担保提供その他の処分をなすことはできません。
- 3.会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとします。

## 第4条（不正使用等の禁止）

会員は、本カードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

## 第5条（リンカポイントサービスについて）

- 1.カード取扱店にて商品等の対価支払い時に本カードを提示することにより、お支払金額 100 円（税込）毎に 1 ポイントのリンカポイント（以下、「ポイント」という）を付与します。お支払い時に本カードの提示がない場合はポイントを付与することはできません。※一部ポイント付与対象外の商品等がございます。
- 2.ポイント付与率は当社の企画等により変更する場合がございます。詳しくは店頭の告知等にてご確認ください。
- 3.蓄積されたポイントが 400 ポイントになると 400 円相当のお買い物にご利用いただける金券を発行します。金券はカード取扱店でご利用いただけます。※一部ご利用いただけない店舗もございます。
- 4.ポイントを他の本カードに移行したり、複数枚の本カードのポイントを 1 枚のカードにまとめたりすることはできません。
- 5.クレジットカードでのお支払いやリンカ電子マネーの入金に対してもポイントを付与します。
- 6.リンカポイントには有効期限はございません。

## 第 6 条（入金）

- 1.会員は、カード取扱店のレジにて 1,000 円単位で入金することができます。
- 2.会員は、1 枚の本カードに対して、リンカ残高 100,000 円を上限として入金ができます。ただし、1 回あたりの入金上限は 49,000 円です。
- 3.リンカ電子マネーの有効期限は 2 年です。最後の入金またはご利用から 2 年間入金またはご利用がない場合、残高は失効します。

## 第 7 条（リンカ電子マネーサービスについて）

- 1.会員は、カード取扱店でリンカ電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
2. 会員がカード取扱店でリンカ電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員の  
本カードから利用額に相当するリンカ電子マネーが差し引かれ、利用端末に当該リンカ電子マネーの利用の記録  
が完了したとき、対価の支払いがなされたものとします。
3. 会員は、カード取扱店において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識された  
リンカ残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うも  
のとしてします。
4. 会員がカード取扱店において商品等の購入または提供を受ける場合、1 取引に利用できる本カードの枚数は、  
1 枚です。
5. 会員は、リンカ電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示  
され、または交付するレシート等に印字して表示されるリンカ残高を確認し、誤りがないことを確認するもの  
としてします。万一誤りがある場合には、その場でカード取扱店に申し出るものとします。その場で申し出がなされ  
ない場合には、会員は、当該リンカ残高について誤りがないことを了承したものとします。
6. リンカ電子マネーサービスは一部取り扱いできない店舗がございます。

## 第 8 条（残高の確認）

本カードのリンカ電子マネーおよびポイントの残高は、本カード利用時のレシート、またはリンカ残高確認 Web ページにて確認することができます。

## 第9条（リンカの合算）

会員は、リンカ電子マネーおよびポイントを他の本カードに移転することはできません。

## 第10条（リンカ電子マネーサービスおよびリンカポイントサービスの利用ができない場合）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、入金すること、リンカ電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、ポイントを付与すること、金券を発券することならびにリンカ残高の確認をすることができません。

(1) リンカ電子マネーサービスシステムまたはリンカポイントサービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

(2) 本カード・利用端末・入金端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。

(3) その他やむを得ない事由のある場合。

## 第11条（退会および会員資格の喪失）

1.会員は、リンカ残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会をすることができます。会員が本カードの会員資格を喪失した場合、リンカ電子マネーサービスの利用ができなくなります。

2.会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員によるリンカ電子マネーの利用を直ちに中止させ、リンカ残高をゼロとすることができます。

(1) 本カードを偽造または変造もしくは改ざんした場合。

(2) 本カードを不正に使用・利用した場合。

(3) 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます。）。

(4) その他、会員が本規約に違反した場合。

(5) 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。

3.会員が死亡した場合には、会員資格は喪失され、一切のリンカ電子マネーサービスを利用できなくなります。この場合、リンカ残高はゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。

## 第12条（換金等不可）

第19条第2項の場合を除き、リンカ電子マネーの換金または現金の払戻しはできません。

## 第13条（リンカの破損・汚損時の再発行等）

1.当社は、本カードの破損・汚損等の理由により会員が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等した本カードと引き換えに新しい本カードを再発行します。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。

2.前項により本カードが再発行された場合、当社所定の方法で確認されたリンカ残高が再発行された本カードに引き継がれるものとします。

## 第14条（リンカ喪失時の再発行等）

1. 当社は、紛失・盗難等により本カードを喪失した場合、会員が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合且つ会員情報の登録内容、申請内容が一致した場合、本カードを再発行いたします。再発行手数料は無料です。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。

2. 前項により本カードが再発行され、当社がこれを認めた場合、当社による本カードの再発行が完了した時点のリンカ電子マネー・ポイントは再発行された本カードに引き継がれるものとします。ただし、再発行までの期間に発生した不正利用については、補償はできませんのであらかじめご了承ください。

3. 本カードの再発行後、会員が喪失した本カードを発見した場合、会員は、発見した本カードを破棄するものとします。

#### 第15条（カード取扱店との紛議）

1. 会員が、リンカ電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員とカード取扱店との間で解決するものとします。

2. 前項の場合においても、会員は、当社（カード取扱店）に対し、リンカ電子マネーの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

#### 第16条（個人情報の収集・利用）

会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申込時および入会後に当社に届け出た事項および本カードの利用履歴、医薬品、化粧品等当社取扱商品の購買情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社が別途定める「個人情報の利用・収集・提供の同意に関する規定」に記載した利用目的の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。

#### 第17条（反社会的勢力の排除）

会員は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力（その共生者も含みます。）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

#### 第18条（規約の変更）

1. 当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員が入金、リンカ電子マネーサービスを利用した商品等の購入、ポイントの蓄積、金券の発券、リンカ残高の確認をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

2. 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1ヶ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

#### 第19条（リンカ電子マネーサービス、リンカポイントサービスの終了）

1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、リンカ電子マネーサービスおよびリンカポイントサービスを全面的に終了することができるものとします。

- (1) 社会情勢の変化。
- (2) 法令の改廃。
- (3) その他当社のやむを得ない都合による場合。

2. 前項の場合、会員は当社の定める方法により、リンカ残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

## 第 20 条（制限責任）

第 10 条に定める理由およびその他の理由により、会員がリンカ電子マネーサービスまたはリンカポイントサービスを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益または損害について、当社は、その責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。

## 第 21 条（通知の到達）

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

## 第 22 条（業務委託）

当社は、本規約に基づくリンカ電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

## 第 23 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

## 第 24 条（準拠法）

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。